

町民(高齢者)の皆さんへ

滑川町長 吉田 昇
(公印省略)令和3年度 滑川町高齢者インフルエンザ予防接種のご案内

町では、高齢者インフルエンザ予防接種の一部助成を実施します。

インフルエンザの流行は1月上旬から3月上旬が中心です。ワクチンが十分な効果を維持する期間は予防接種後2週間後から約5ヶ月間とされています。特に高齢の方や基礎疾患のある方等は重症化しやすいので、流行する前に予防接種を受けましょう。なお、対象者への個別通知は致しませんのでご了承ください。

対象者	インフルエンザ予防接種を希望し、滑川町に住所がある方で次のいずれかに該当する方 ① 接種時に、65歳以上の方。 ② 接種時に、60歳～64歳で、心臓・腎臓又は呼吸器の機能に障害のある方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方。(身体障害者手帳1級を取得の方)
接種期間	令和3年10月20日～令和4年1月31日 ※ワクチン供給の都合上、医療機関によっては接種開始日が異なる場合があります。
医療機関	裏面の「令和3年度比企管内高齢者インフルエンザ予防接種契約医療機関一覧表」参照
自己負担金	1,500円 を医療機関へお支払ください。(生活保護受給者は無料) ※今年度は、自己負担金分の免除はございません。
接種回数	1回
注意事項	・右記の〈インフルエンザ予防接種説明書〉をお読みいただき、ご理解のうえ接種を受けてください。 ・ <u>10月20日の接種から助成対象となります。</u> ・ <u>医療機関によって予防接種の開始日が異なる場合があります</u> ので、予め接種を希望する医療機関にお問い合わせください。なお、接種に必要な予診票は、各医療機関に備え付けてあります。 ・ <u>比企管外</u> の埼玉県内契約医療機関での接種を希望される方は、滑川町の予診票をお渡ししますので保健センターまでご連絡ください。 *新型コロナワクチンとその他のワクチンは、互いに、片方のワクチンを受けてから2週間後に接種できます。(厚生労働省:新型コロナワクチンについてQ&Aより)
持ち物	・自己負担金1,500円(生活保護受給者は無料) ・健康保険証(生活保護受給者は、受給者証) ・対象者②に該当する方は、身体障害者手帳

問い合わせ先:滑川町保健センター(0493-56-5330)

<インフルエンザ予防接種説明書>

1. インフルエンザ感染と症状

インフルエンザは、インフルエンザにかかった人の咳やくしゃみなどによりウイルスが空中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等全身の症状が現れます。併せて普通の風邪と同じように、のどの痛み、鼻汁、咳等の症状も見られます。高齢者の方や免疫力の低下している方では肺炎を伴う等、重症になることがあります。

2. インフルエンザ予防接種の有効性

インフルエンザのワクチンを接種すればインフルエンザにかかるないというものではありませんが、発症を抑える効果が一定程度認められています。また、発症後多くの方は、1週間程度で回復しますが、中には肺炎等の重い合併症が現れ、入院治療を必要とする方や死亡される方もいます。ワクチンの最も大きな効果は、この重症化を予防する効果です。

3. インフルエンザ予防接種の副反応

比較的多くみられる副反応には、接種した場所の赤み、はれ、痛み等が挙げられます。全身性の反応としては、発熱、頭痛、寒気(悪寒)、だるさ(倦怠感)などが見られますが、通常2~3日でなくなります。また、まれではあります、ショック、アナフィラキシー症状(発疹、じんましん、赤み、かゆみ、呼吸困難等)が見られることがあります。接種後すぐに起こることがあるので注意が必要です。

4. 予防接種を受けることが適当でない方

- ・明らかに発熱(37.5度以上)をしている。
- ・急性の重い病気にかかっている。
- ・予防接種に含まれる成分や鶏卵等で、ひどいアレルギーを起こしたことがある。
- ・以前にインフルエンザ予防接種をして、2日以内に発熱や発疹等のアレルギーを疑う異常がみられた。
- ・その他、医師が不適当な状態と判断した場合。

5. 予防接種を受けるに際して、担当医師とよく相談しなくてはならない人

- ・心臓、腎臓、肝臓、血液の病気などで治療を受けている。
- ・過去にけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある。
- ・過去に免疫状態を検査し異常が認められたことがある。
- ・間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患がある。
- ・ワクチンの成分に対しアレルギーがある。

6. 予防接種を受けた後の一般的な注意事項

- ・接種直後30分間は、急な副反応が起きることがありますので医療機関で様子を見ましょう。接種後24時間は副反応の出現に注意しましょう。
- ・接種当日も入浴できます。接種した部位はこすらないようにしましょう。
- ・接種当日の過度な運動や飲酒は体調の変化をきたしやすいので避けましょう。
- ・接種部位の異常や体調の変化があった場合は、医療機関を受診しましょう。

7. 予防接種健康被害救済制度について

予防接種法に基づく定期の予防接種が原因で、生活に支障が出るような後遺症等の健康被害が生じた場合、医療費、医療手当等、予防接種法に基づく救済制度が適用されます。但し、その健康被害が「定期予防接種を受けたことによるものである」と厚生労働大臣が認定した場合に限ります。